

# 重要事項説明書

社会医療法人 耕和会

城ヶ崎訪問看護ステーションなのはな

## 訪問看護重要事項説明書

令和 4年1月1日現在

訪問看護サービスおよび介護・介護予防訪問看護サービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

### 1. 事業者

法人名	社会医療法人 耕和会
法人所在地	宮崎市城ヶ崎3丁目2番地1
電話番号 ファックス番号	(電話) 0985-51-6800 (ファックス) 0985-51-8877
代表者氏名	佐々木 万里代
設立年月日	平成12年4月1日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所
名称	城ヶ崎訪問看護ステーションなのはな
所在地	宮崎市城ヶ崎3丁目2番地1
電話番号 ファックス番号	(電話) 0985-51-6800 (ファックス) 0985-51-8877
業務管理者氏名	細川 優子
介護保険事業所番号	宮崎県第4560190128号
通常の事業所実施地域	宮崎市内

### 3. 事業の目的と運営方針

#### (1) 事業の目的

在宅療養者やその家族が安心して療養生活ができるよう、介護保険制度、医療保険制度に基づき、良質な訪問看護サービスを提供する事を目的とします。

#### (2) 運営方針

1. 訪問看護サービスの管理者は、職員が常に在宅療養者やご家族の人権を尊重し、守秘義務を遵守するよう指導致します。
2. 訪問看護サービスの従業者は、在宅療養者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう努めます。
3. 訪問看護サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との、密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. 事業所の職員体制

	資 格	常 勤
管理者	看護師	1名(従事者を兼ねる)
従事者	看護師・理学療法士	2.5名以上
事務	事務職員	1名

### 5. サービス提供日及び時間

	通 常 時 間 帯
平 日	8:30~17:30
土 曜 日	8:30~12:30
日曜・祝日 12月30日~1月3日	休 み

※但し、お申込みのあった場合は24時間の電話連絡体制および緊急時の訪問体制を整えるものとします

### 6. 訪問看護の実施地域

訪問看護を実施する地域は主に宮崎市内とします。万が一宮崎市近郊地域在住者から利用相談がある場合は十分検討したうえで実施させていただきます。

## 7. サービス内容

- ・身体の状態を観察し、持てる力や機能が発揮できるとともに生活過程を整えるための援助をします。援助内容として
  - ① 生命の回復過程を促進する援助
  - ② 生命に“害”となる条件・状況を作らない援助
  - ③ 生命力の消耗を最小にする援助
  - ④ 生命力の幅を広げていく援助
  - ⑤ 持てる力・健康な力を活用し高める援助
- ・認知症、精神障害を持つ方への看護、アドバイス
- ・在宅リハビリテーション、リハビリテーション看護
- ・在宅療養生活や介護方法のアドバイス
- ・医師の指示のもと、必要な医療処置の施行、アドバイス
- ・カテーテル類の管理、褥瘡の予防や処置、医療機器の管理など
- ・福祉用具や生活用具、在宅サービス利用についてのアドバイス
- ・終末期の看護
- ・関連機関と連携し、チームでの在宅療養生活の支援

## 8. 利用料およびその他の費用

### (1) 利用者負担金

介護給付サービスおよび介護予防給付サービスの適用がある場合は、料金表のサービス費の1割～3割がご利用者様負担となります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービスは、全額がご利用者様の負担となります。

また、医療保険適用の場合は、その保険負担割合に応じた金額となります。

### (2) 料金表：別表参照

### (3) 自費料金

ご利用者様宅にてサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護用品、衛生管理用品、医療材料などの費用はご利用者様の負担となります。

その他、事業所で定めた自費サービスを特別に契約することも可能です。

### (4) 料金のお支払い方法

毎月31日〆とし請求書を作成し、次月の22日に銀行引き落としとなります。引き落とし確認後、領収書を発行いたします。

\*口座をお持ちでない方、特別な事由のある場合は毎月の集金とさせていただきます。

\*利用料は医療費控除の対象となります。領収書の再発行は致しかねますので、紛失されないようご注意ください。

## 9 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

当ステーションの職員がお伺いし、契約を締結しサービスを開始致します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合事前に介護支援専門員とご相談下さい。

### (2) サービスの終了

#### ①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、お申し出下さい。

#### ②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合は、できる限り早急に文書で通知いたします。

#### ③自動終了(以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します)

- ・利用者が介護保険施設に入所、または病院等に長期入院した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・利用者が死亡された場合。

#### ④その他

- ・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者またはご家族は、文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事ができます。
- ・利用者が、サービス料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金をお支払頂くよう催告したにもかかわらず1週間以内に支払いがない場合、また利用者やご家族などが当ステーションの職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。
- ・利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、訪問看護サービス利用契約の目的を達することが不可能となった時、7日以上予告期間をもってこの契約を解除させて頂きます。

## 10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかにかかりつけ医等へ連絡し必要な措置を講じます。

## 11. 事故発生時の対応

- ①サービスの提供により事故が発生した場合は、ご利用者様のご家族、主治医、居宅介護支援事業者、市町村などへの連絡を行い、必要、適切な措置を行います。
- ②賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
- ③事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防止するための対策を講じます。

## 12. サービス内容に関する相談・苦情

提供された訪問看護サービスの内容や従業者の態度等について、相談、苦情はいつでも担当者に連絡下さい。お話があったからといって、ご利用者やご家族の不利益になる事は一切ございません。

### (1) 当ステーション利用者相談・苦情担当

ステーション管理者 細川 優子 電話 51-6800

### (2) その他

- ・宮崎県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談係 電話 35-5301
- ・宮崎市役所 介護保険課 介護サービス係 電話 21-1777

## 13 ご利用の個人情報の取扱いについて

城ヶ崎訪問看護ステーションなのはなでは、個人情報を正確かつ安全に取り扱うために、厚生労働省のガイドラインに基づき、個人情報の適切な管理に努めています。

## 14 虐待の防止について

当ステーションは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者（管理者：細川 優子）

### (2) 虐待防止のための指針を整備します。

### (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

### (4) サービス提供中に、看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 15 その他留意事項

①適用保険の保険証を確認させていただきます。保険証類の内容が変更もしくは更新となった場合は速やかにお申し出ください。

②当事業所は看護学生の実習機関となっています。学生の実習期間中、訪問看護師やリハビリテーションスタッフと同行させていただく場合があります。受け入れが困難である場合はお申し出ください。

③職員に対する贈答、飲食などのおもてなしはご遠慮させていただいております。

④看護師、理学療法士等は、ご利用者様の心身の機能の回復のために必要な療養上のケアや診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんのでご了承ください。

⑤看護師、理学療法士等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いは致しかねますのでご了承ください。

令和 年 月 日

当事業所は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

所在地	宮崎市城ヶ崎 3 丁目 2 番地 1
名 称	社会医療法人 耕和会
理事長	佐々木 万里代
事業者	城ヶ崎訪問看護ステーションなのはな
管理者	細川 優子
説明者	

私は、本書面に基づいて、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

家族または後見人（続柄 \_\_\_\_\_）

氏名 \_\_\_\_\_